

横須賀市報

号外第 14 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

条 例	
◇うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会条例……	1
◇船越保育園移管法人選考委員会条例……	2
◇公立保育園移管法人選考委員会条例中一部改正……	”
◇（仮称）西こども園設計・施工事業者選考委員会条例	”
◇（仮称）大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会条	
例……	3
◇職員特殊勤務手当条例等中一部改正……	”

◇放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例中一部改正……	”
◇市営住宅条例中一部改正……	4
◇消防団条例中一部改正……	”
規 則	
◇職員給与条例施行規則中一部改正……	”
◇消防団条例施行規則中一部改正……	”
上下水道企業管理規程	
◇上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程中一部改 正……	”

本号で公布された条例のあらまし

◇うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会条例（条例第28号）

1 うわまち病院跡地における看護系大学の設置の方針等に関する諮問に応ずる附属機関として設置するうわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会について必要な事項を定める。

2 施行期日 公布の日（令和 6 年 6 月 28 日）

◇船越保育園移管法人選考委員会条例（条例第29号）

1 船越保育園の運営を移管する法人の選考をするための附属機関として設置する船越保育園移管法人選考委員会について必要な事項を定める。

2 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

◇公立保育園移管法人選考委員会条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 公立保育園移管法人選考委員会の名称を変更する。

2 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

◇（仮称）西こども園設計・施工事業者選考委員会条例（条例第31号）

1 （仮称）西こども園の設計及び施工を行う事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置する（仮称）西こども園設計・施工事業者選考委員会について必要な事項を定める。

2 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

◇（仮称）大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会条例（条例第32号）

1 （仮称）大矢部弾庫跡地の整備及び運営を行う事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置する（仮称）大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会について必要な事項を定める。

2 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

◇職員特殊勤務手当条例等の一部を改正する条例（条例第33号）

1 災害応急作業手当の規定を設ける。

2 災害応急作業手当を支給するときは、災害出動手当は支給しないこととする。

3 施行期日 公布の日（令和 6 年 6 月 28 日）から施行し、1 については、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

◇放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 放課後児童支援員として業務に従事することができる職員に研修修了予定者を追加する。

2 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

◇市営住宅条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 入居者の資格の規定を改める。

2 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

◇消防団条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 報酬及び費用弁償の規定を改める。

2 出動報酬を改定する。

3 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

条 例

うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第28号

うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会条例

（設置）

第 1 条 うわまち病院跡地における看護系大学の設置の方針等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者、学識経験者その他市長が必要と認め

る者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員（委員の職を退いた者も含む。）及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 7 年 3 月31日限り、その効力を失う。

~~~~~  
船越保育園移管法人選考委員会条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第29号**

船越保育園移管法人選考委員会条例

(設置)

第 1 条 船越保育園の運営を移管する法人の選考に関し、市長の諮問に応ずるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、船越保育園移管法人選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育園の運営に関し専門的知識を有する者
- (3) 船越保育園の利用者の代表者
- (4) 船越保育園が存する地域の住民の代表者
- (5) 市職員

3 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

~~~~~  
公立保育園移管法人選考委員会条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第30号

公立保育園移管法人選考委員会条例の一部を改正する条例

公立保育園移管法人選考委員会条例（平成30年横須賀市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

田浦保育園移管法人選考委員会条例

第 1 条中「公立保育園の」を「田浦保育園の」に、「横須賀市公立保育園移管法人選考委員会」を「田浦保育園移管法人選考委員会」に改める。

第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号中「運営を移管する保育園」を「田浦保育園」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の公立保育園移管法人選考委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、施行日にこの条例による改正後の田浦保育園移管法人選考委員会（以下「新条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる田浦保育園移管法人選考委員会の委員の任期は、新条例第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

~~~~~  
(仮称) 西こども園設計・施工事業者選考委員会条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第31号**

(仮称) 西こども園設計・施工事業者選考委員会  
条例

(設置)

第 1 条 （仮称）西こども園の設計及び施工を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、（仮称）西こども園設計・施工事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具申すること。
- (2) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 市職員

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員（委員の職を退いた者も含む。）及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- (この条例の失効)
- 2 この条例は、令和 7 年 3 月31日限り、その効力を失う。

~~~~~  
(仮称) 大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第32号

(仮称) 大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会条例

(設置)

第 1 条 (仮称) 大矢部弾庫跡地の整備及び運営を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、(仮称) 大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具中すること。
- (2) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具中すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 市職員

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員（委員の職を退いた者も含む。）及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- (この条例の失効)
- 2 この条例は、令和 7 年 3 月31日限り、その効力を失う。

職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第33号

職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例

職員特殊勤務手当支給条例等の一部を次のように改正する。
(職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第 1 条 職員特殊勤務手当支給条例(昭和28年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 災害応急作業手当

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第 9 条を第10条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(災害応急作業手当)

第 9 条 災害応急作業手当は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する大規模な事故による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある本市の区域以外の区域において行う災害対応に係る応急作業であって市長が定めるものに従事した職員（当該区域を管轄する他の地方公共団体から同種の手当の支給を受ける者を除く。）に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 1,080 円とする。

(消防吏員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第 2 条 消防吏員特殊勤務手当支給条例(昭和39年横須賀市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の規定にかかわらず、職員特殊勤務手当支給条例(昭和28年横須賀市条例第37号)第 9 条の規定により災害応急作業手当を支給するときは、災害出動手当は支給しない。

第 9 条第 2 項中「(昭和28年横須賀市条例第37号)第 9 条第 2 項及び第 3 項」を「第10条第 2 項及び第 3 項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の職員特殊勤務手当支給条例(以下「新職員特殊勤務手当支給条例」という。)の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

2 令和 6 年 1 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間、消防吏員特殊勤務手当支給条例の規定に基づき災害出動手当が支払われた職員の新職員特殊勤務手当支給条例の規定に基づく災害応急作業手当の額は、新職員特殊勤務手当支給条例第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該支払われた災害出動手当の額を差し引いた額とする。

~~~~~  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第34号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第10条第 3 項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に「(放課後児童健全育成事業者が定めた研修計画に従い、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から起算して 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。



市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第35号

市営住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅条例（平成 9 年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「親族（」の次に「配偶者の親族並びに」を加え、「その他婚姻の予約者」を「及び婚姻の予約者並びにこれらの者の親族」に改める。

別表第 1 第 9 項第 1 号中「又は」を「若しくは」に改め、「による保護」の次に「又は児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第23条第 1 項の規定による保護」を加え、同項第 2 号中「第10条第 1 項（」を「第10条第 1 項又は第10条の 2（これらの規定を」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）第 9 条に規定する女性相談支援センターから配偶者暴力防止等法第 1 条第 3 項に規定する配偶者若しくは配偶者暴力防止等法第28条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を理由として保護を受けたことの証明書が発行されている者又はこれらに準ずる者

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第36号

消防団条例の一部を改正する条例

消防団条例（昭和39年横須賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第 3 項中「を鎮圧するため出動」を「の鎮圧又は警戒、訓練、点検整備、会議等の職務に従事」に改める。

第15条第 1 項を削り、同条第 2 項前段中「前項に規定するもののほか、」を削り、「の支給」を「に係る費用弁償」に改め、同項を同条とする。

第16条前段中「並びに報酬及び費用弁償」を「及び報酬」に改め、「前条第 1 項」を削り、「別表第 1 から別表第 3 まで」を「別表第 1 及び別表第 2」に改め、同条後段中「及び費用弁償」を削り、「別表第 1 から別表第 3 まで」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第14条第 3 項、第16条関係）

| 区 分              |                                      | 報酬額（1 回<br>当たり） |
|------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 災害を鎮圧する<br>ための出動 | 1 回の出動に係る活動時<br>間が 4 時間以内            | 5,000円          |
|                  | 1 回の出動に係る活動時<br>間が 4 時間を超え24時間<br>まで | 8,000円          |
| 警戒等のための出動        |                                      | 3,500円          |

備考 災害を鎮圧するための出動における 1 回の出動に係る活動時間が連続して24時間を超えた場合は、24時間を経過するごとに再度出動があったものとみなし、24時間までごとに区分に応じ、当該区分に定める額を合計した額を支給するものとする。

別表第 3 を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

規 則

横須賀市規則第55号

職員給与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

職員給与条例施行規則（昭和26年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項中「第 9 条第 1 項」を「同条例第10条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第56号

消防団条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

消防団条例施行規則の一部を改正する規則

消防団条例施行規則（昭和39年横須賀市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを「（報告）」に改め、同条第 1 項中「災害、警戒、訓練等」を「条例第14条第 3 項に規定する職務」に、「出動」を「従事」に、「災害等出場報告書」を「災害鎮圧等職務従事報告書」に改め、同条第 2 項中「出場等」を「従事した」に改める。

第12条第 1 項中「費用弁償」を「出動報酬」に改める。

別表第 5 中「費用弁償の額（1 回当たり）」を「報酬額（1 日当たり）」に、「2,500 円」を「3,500 円」に、「1,250 円」を「1,750円」に改める。

別記様式中「災害等出場報告書」を「災害鎮圧等職務従事報

告書」に、

|   |   |
|---|---|
| 出 | 場 |
|---|---|

を

|   |   |
|---|---|
| 職 | 務 |
|---|---|

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第 7 号

上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程（昭和31年横須賀市水道企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月28日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 災害応急作業手当

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 2 項中「上下水道事業管理者（次条第 1 項において「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業手当）

第 6 条 災害応急作業手当は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する大規模な事故による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある本市の区域以外の区域において行う災害対応に係る応急作業であって上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものに従事した職員（当該区域を管轄する他の地方公共団体から同種の手当の支給を受ける者を除

く。) に支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日 1 日につき  
1,080 円とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の上下水道局企業  
職員特殊勤務手当支給規程の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適  
用する。